千葉市医療安全相談窓口設置要綱

(設置)

第1条 医療に対する患者等からの苦情及び相談等に迅速に対応し、併せて市内の医療機関に対し患者の苦情等の情報を提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を推進することを目的として、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の11の規定に基づく施設として、千葉市医療安全相談窓口(以下「医療安全相談窓口」という。)を設置する。

(設置場所)

第2条 医療安全相談窓口の設置場所は、千葉市保健福祉局医療衛生部保健所総 務課内とする。

(業務)

- 第3条 医療安全相談窓口の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 医療に関する患者・家族等からの苦情及び相談対応業務
 - (2) 市内の医療機関からの相談対応業務並びに市内の医療機関への情報提供及 び指導業務
 - (3) 相談事例の収集、分析及び情報提供業務
 - (4) 千葉県医療安全相談センターとの連絡調整業務
 - (5) その他医療安全の推進に関し、市長が適当と認める業務
- 2 前項に規定する業務は、千葉市保健所運営協議会医療安全相談窓口運営部会設置要綱第2条第1号に規定する運営方針に基づき執り行うものとする。

(相談職員)

第4条 医療安全相談窓口の業務を行う職員は、保健福祉局医療衛生部保健所総 務課職員とする。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。